

営繕工事における熱中症対策に係る運用指針（高知市上下水道局）

1 猛暑による作業不能日数の取扱い

（1）基本的考え方

建設業における働き方改革の一環として、「猛暑」について過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

（2）猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

ア 対象工事

原則として、高知市上下水道局が公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）に基づき設計書を作成し、発注する競争入札に付する工事に適用する。ただし、早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事）等については、この限りではない。

イ 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点（原則として、「高知」）におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

※猛暑による作業不能日数の算出は別紙1を参照

ウ 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日：8/13～15）を除く。[別紙2-②参照]）の8時から17時までとし、上記イに該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）（別紙2-①参照）

特記仕様書及び現場説明書に猛暑による作業不能日数の取扱いを明示（別紙3参照）する。

エ 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記イに該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）この日数が、上記ウにおいて特記仕様書及び現場説明書に明示する日数と著しく乖離した場合には、受注者は発注者と工期の延長変更を協議することができる。

2 熱中症対策に係る費用について

ア 対象工事

原則として、高知市上下水道局が公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）に基づき設計書を作成し、発注する競争入札及び随意契約に付する工事に適用する。

イ 一般的な熱中症対策に関する項目（※）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例：遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合には、事前にその内容・費用の計上について受注者は発注者と協議することができる。

※) 一般的な熱中症対策に関する項目

（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（W B G T 値）の計測装置 等

3 参考

- ・環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・高知県内の観測地点（別紙 4 参照）

附則

本指針は令和 8 年 2 月 1 日に制定する。令和 8 年 3 月 1 日以後に積算し、発注する工事から適用する。

別紙 1

【作業不能日数の算出例】

・条件

近傍の観測地点「高知」

工事期間 8月5日～12月5日

高知地点の WBGT31 以上の時間数(h)

	8月	9月	10月
2021年	10	1	0
2022年	52	2	0
2023年	18	1	0
2024年	90	28	0
2025年	51	31	0
平均	44.2	12.6	0

※別紙 2-① 参照

$$\begin{aligned}\text{作業不能日数} &= \{8\text{月の猛暑時間} \times (27\text{日間} [8/5 \sim 31] + 9、10\text{月の猛暑時間}) \div 8 \\ &= \{44.2 \times (27/31) + 12.6 + 0\} \div 8 \\ &= 6.3871 \rightarrow 6\text{ 日} (\text{小数点以下第一位を四捨五入})\end{aligned}$$

※11月1日から12月5日は対象外(WBGT値公表の対象期間は4～10月)のため、
8月5日から10月31日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※8月5日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

よって、今回の例では工事期間に6日間を加算する。

別紙2

① 観測地点「高知」の過去5年猛暑日(WBGT31以上)日数一覧(2021年～2025年)

観測地点	WBGT31以上の日数(時間数÷8)年計					
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	猛暑日数平均
高知	1.50	8.38	3.75	23.25	13.13	10.01

観測地点 高知	WBGT31以上の時間数 (午前8時から午後5時まで/土日祝・お盆期間を除く)(年内訳)							WBGT31以上の日数 (時間数÷8) 年計
	年	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
2021年	0	0	0	1	10	1	0	1.50
2022年	0	0	1	12	52	2	0	8.38
2023年	0	0	0	11	18	1	0	3.75
2024年	0	0	0	68	90	28	0	23.25
2025年	0	0	1	22	51	31	0	13.13

※参考 猛暑日日数確認サイト(一財)建築物価値調査会より

別紙3

猛暑による作業不能日数の特記仕様書(共通編)への明示

4 「猛暑による作業不能日数」の実施について

- ・対象
 - ・見込んでいない（理由：※過去の WBGT 値に基づき算定した日数が 0 日のため）
 - ・見込んでいる（作業不能日数：※現場説明書による）
- ・対象外（理由：）

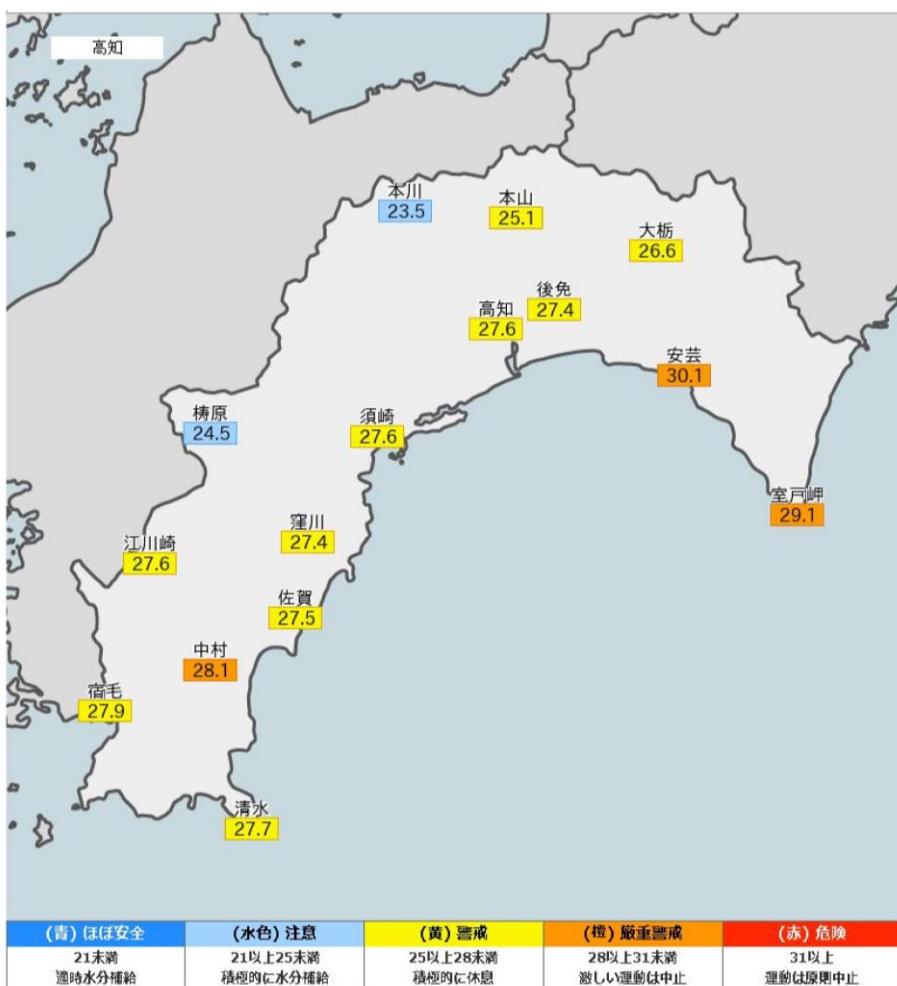
現場説明書（記載例）

- i) 作業不能日数:●日間
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（20〇〇年～20〇〇年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日：8/13～15）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。
- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) 日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

図紙4

・環境省熱中症予防情報サイト 2022年度暑さ指数(WBGT)情報提供地点一覧 (※環境省HPより引用)

地方	振興局	地点番号	観測所名	よみがな	ローマ字表記	所在地
四国	高知	74056	本川	ほんがわ	HONGAWA	吾川郡いの町脇ノ山字根藤
四国	高知	74071	本山	もとやま	MOTOYAMA	長岡郡本山町本山
四国	高知	74136	大柄	おおどち	ODOCHI	香美市物部町大柄上西の川
四国	高知	74181	高知	こうち	KOCHI	高知市比島町高知地方気象台
四国	高知	74187	後免	ごめん	GOMEN	南国市廿枝
四国	高知	74271	安芸	あき	AKI	安芸市伊尾木
四国	高知	74296	梼原	ゆすはら	YUSUHARA	高岡郡梼原町川西路
四国	高知	74311	須崎	すさき	SUSAKI	須崎市西町
四国	高知	74361	窪川	くぼかわ	KUBOKAWA	高岡郡四十萬町新開町
四国	高知	74372	室戸岬	むろとみさき	MUROTOMISAKI	室戸市室戸岬町室戸岬特別地域気象観測所
四国	高知	74381	江川崎	えかわさき	EKAWASAKI	四十萬市西土佐用井
四国	高知	74436	佐賀	さが	SAGA	幡多郡黒潮町佐賀
四国	高知	74447	宿毛	すくも	SUKUMO	宿毛市片島宿毛特別地域気象観測所
四国	高知	74456	中村	なかむら	NAKAMURA	四十萬市入田字長善寺前
四国	高知	74516	清水	しみず	SHIMIZU	土佐清水市足摺岬清水特別地域気象観測所



参考図【高知県】猛暑日の観測地点 ※環境省HPより